

## 流山市制施行60周年記念ロゴマーク使用取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、流山市制施行60周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関して必要な事項を定め、もって市制施行60周年を祝うとともに、市内外にPRすることを目的とする。

### (権利)

第2条 ロゴマークに関する一切の権利は、流山市に属する。

### (使用できる者)

第3条 ロゴマークは何人も使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 法令及び公序良俗に反すると認められる場合
- (2) 流山市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、企業又は商品を支援、推奨、若しくは宣伝し、又はそれらを行うおそれがあると認められる場合
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合
- (6) ロゴマークの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) ロゴマークのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) その他、市長がロゴマークの使用が適当でないと認める場合

### (使用期間)

第4条 ロゴマークを使用する期間は、この要綱を制定した日から令和9年12月31日までとする。

### (使用者の遵守事項)

第5条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの使用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (2) 各種の法令を遵守すること。

### (使用料)

第6条 ロゴマークの使用料については、無料とする。

(使用の中止)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合、ロゴマークの使用中止を求めることができる。

- (1) 第3条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (2) 第5条の遵守事項に違反した場合
- (3) その他、この要綱の規定に違反した場合

2 市長は、前項に規定する使用中止の求めにより当該使用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(損失補償等の責任)

第8条 流山市は、ロゴマークを使用したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により流山市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を流山市に賠償しなければならない。

(事務)

第9条 ロゴマークの使用・管理及びこの要綱に関する事務については、総合政策部マーケティング課が所管する。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いにかかる必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は令和8年5月25日から施行する。